

# 学校感染症とその出席停止期間及び手続きについて

神奈川県立相模原青陵高等学校長

下の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席を停止させることができます。医師の指示する期間、登校を停止し、しっかり治してください。

なお、医師から診断を受けましたら、至急学校へ連絡をお願いします。また医師より登校許可が出ましたら、出席停止届（保護者が記入・押印）を学校に提出してください。医師による診断書は必要ありません。

〔 問合せ先 担当 養護教諭 電話 042-747-0584 〕

## 学校感染症とお休みする期間の目安（期間内でも医師の許可があれば可）

分類	病名	出席停止の期間
第二種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺も腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 ・溶連菌感染症・感染性胃腸炎 (ノロウイルスやロタウイルス等) ・マイコプラズマ肺炎 ・手足口病 ・伝染性紅斑(りんご病) 他	医師の許可があるまで

キリトリ

平成 年 月 日

## 出席停止届

年 組 番 氏名

保護者氏名

欠席の理由 (診断名)	
欠席の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (上記の理由で早退した日も含みます)
診察を受けた 医療機関名	
受診した日	平成 年 月 日、 月 日、 月 日(計 回)

教頭印	担任印
<input type="text"/>	<input type="text"/>

\* 保護者記入 → 担任へ提出 → 教頭 → 保健室保管